

二市二町コミュニティケアネットシステムホームページ  
関連サービス事業者掲載規定

(趣旨)

第1条 この規定は、二市二町コミュニティケアネットシステム管理センター（以下「管理センター」という。）が管理する二市二町コミュニティケアネットシステムホームページ（以下「ホームページ」という。）関連サービス事業者（以下「事業者」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(関連サービス事業者)

第2条 事業者とは、介護保険給付の対象外の主に高齢者を対象とした生活支援および福祉サービス等を有償または無償で提供する者をいう。

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者はホームページに掲載しない。

- (1) 申請内容に虚偽及び誇大広告の記載がある者
- (2) 公序良俗に反する者又はおそれがある者
- (3) 関連法令等に違反する者又はおそれがある者
- (4) その他、掲載することが不相当であると運営委員会が認める者

(掲載申請手続)

第4条 事業者は、ホームページの掲載に当たっては、管理センターへ掲載に関する申請書を提出する。

2 管理センターは、前条に該当しない事業者の申請書を基にホームページを作成する。

(申請内容の変更要請)

第5条 管理センターは、事業者に対して申請内容の変更要請をすることができる。事業者はその要請に従うものとする。管理センターの指定期限までに、その要請に従わない場合は申請を却下できる。

(掲載の停止及び免責)

第6条 管理センターは、ホームページに掲載後であっても、事業者の承諾なく掲載を停止することができる。

2 管理センターは、事業者に対して何らの説明義務を負わないものとする。また、停止したことによる損害についても一切の責任を負わないものとする。

(掲載内容の免責事項)

第7条 管理センターは、申請された掲載情報を基にホームページを作成し管理するが、その正確性及び完全性などに関して、いかなる保証もしないものとする。

2 リンクしている事業者ホームページ内で広告や販売等が行われている場合は、管理センターが推奨するものではなく、いかなる保証もしないものとする。

(掲載の中断)

第8条 管理センターは、次の各号のいずれかの事象が発生した場合には、事前に通知することなく、一時的に当サイトの全部または一部を中断することができる。

- (1) ホームページの緊急のメンテナンスを行う場合
- (2) ホームページのリニューアルを行う場合
- (3) 火災、停電等により提供ができなくなった場合
- (4) その他、ホームページの一時的な中断が必要と判断した場合

(規定の改正)

第9条 運営委員会は、必要があると認めるときは、本規定をいつでも改正することができるものとする。

附則

この規定は、平成24年2月1日から施行するものとする。